

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月2日
(火曜日)

目 次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
- 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）……………
- 県営南河内地区中山間地域総合整備事業（竹交換地区）の換地処分（農村整備課）……………



山口県告示第三百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|--|---------------------|----------------------|------------------------|
| 地名及び番地 下松市生野屋西二丁目二二六七の六、二二六七の八、二二六七の一〇及び二二六七の一五 | 幅員 (メートル) 五・〇 | 延長 (メートル) 四八・四 | 指定年月日 平成三〇、 九、一八 |
|--|---------------------|----------------------|------------------------|



(二一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年十月二日から平成三十一年二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ小郡店
所在地 山口市小郡下郷八一二の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所
株式会社エネルギーL&B
Bパートナーズ 広島市中区小町四番三三号
代表者の氏名 高木 廣治
- 三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---|-------------------------------------|----------------|---------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社フジ | 変 更 前 尾崎 英雄 | 変 更 後 山口 普 |
|---|-------------------------------------|----------------|---------------|

- 四 届出年月日
平成三十年九月十四日
- 五 変更年月日
平成三十年五月十七日

(二一八) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十七期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政

令第二百三十一号) 第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成三十年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員とすることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

四 推薦期間
山口県商工労働部労働政策課

平成三十年十月十二日(金曜日) から同年十二月十四日(金曜日) まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三三二一〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四四四)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| | |
|---------------------|-------|
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 所属団体の主たる事務所の所在地及び名称 | |
| 所属団体における地位 | |
| 所属団体の構成員数 | |
| 加盟上部団体の名称 | |

添付書類

1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書

2 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(二一九) 県管南河内地区中山間地域総合整備事業（竹安換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県管南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る竹安換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成三十年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

平成三十年八月二十二日

二 換地処分の内容

県管南河内地区中山間地域総合整備事業（竹安換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

平成三十年十月二日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁